

21世介保第1272号  
平成22年4月1日

各介護保険事業所管理者 様

世田谷区介護保険課長 石橋 久哉

### 介護保険の訪問介護サービスを使った散歩の同行について（通知）

訪問介護員等による散歩の同行については、平成20年12月2日に、「適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものについては、利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられることから、現行制度においても、介護報酬の算定は可能である。」との国の見解が示されています。

また、平成21年7月24日の国通知では、「「訪問介護員等の散歩の同行」は、（中略）保険者が個々の利用者の状況等に応じて必要と認める場合において、訪問介護費の支給対象となりうるものであること。」としています。

世田谷区では、これらの経緯を踏まえ、訪問介護における散歩の同行については、下記のとおり取り扱いしますので、お知らせいたします。

#### 記

- 1 ケアマネジャー（居宅介護支援専門員）が専門性を発揮し、適切にアセスメントを行い、訪問介護員等による散歩の同行を必要としたのであれば、訪問介護費の算定対象になりうるものと判断する。
- 2 散歩の同行は、平成12年3月17日老計第10号別紙「1 身体介護」の「1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）」に該当するものであり、同「1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助」にある目的地に行くための外出介助とは異なる。
- 3 ケアマネジャーは、訪問介護員等による散歩の同行に関して、サービス担当者会議を開催した上で、ケアプランに必要性や実施方法等について具体的に記録すること。また、訪問介護サービス提供事業者においても、対象被保険者の状況や実施方法等を訪問介護計画に記録すること。
- 4 散歩の同行の必要性を検討する際に、他のサービスの利用を優先して検討することは必ずしも必要ではない。

参考 平成21年7月24日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「適切な訪問介護サー

ビス等の提供について」別紙のとおり

問い合わせ先

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-2 1-2 7

世田谷区地域福祉部介護保険課保険給付係

Tel 5432-2646 Fax 5432-3042 担当 山口